

保護林管理方針書（案）

（27年度にモニタリング調査を実施したもの）

管理方針書

名 称	白山森林生態系保護地域 (石川ー加賀計画区)		
面 積	7, 049. 24ha	設定年月日	平成2年3月29日
		変更年月日	
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	石川県白山市 大汝国有林、蛇谷国有林、釈迦ヶ岳国有林 11ろ林小班ほか(別紙1のとおり)		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	別紙2のほか、次のとおり。 保護林の斜面上部には、オオシラビソ、ダケカンバといった亜高山帯構成種のほか、分布の西限にあたるハイマツなどが優占する針葉樹林が広がり、林床はチシマザサが繁茂し、そのほか、ゴゼンタチバナやハクサンシャクナゲ、ヤマソテツ、コイワカガミ、ショウジョウバカマ等が所々に生育していた。オオシラビソの枯損木、凍裂、先折れなどの風雪害が確認されたが、胸高断面積は維持されており、森林が衰退する程ではなかった。 ニホンジカによる被害は確認されなかった。		
保護・管理及び利用に関する事項	別紙3のとおり。		
モニタリングの実施 間隔及び留意事項	5年		
法令等に基づく指定概況	別紙1のとおり。		
その他留意事項	22、27年度保護林モニタリング調査実施。		

林小班	面積	地帯区分	法指定等
11ろ	46.86	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園第3種特別地域、ユネスコエコパークバッファ・ゾーン
11イ3	3.65	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園第3種特別地域、ユネスコエコパークバッファ・ゾーン
11ロ1	3.83	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、遺伝子保存林、国立公園第3種特別地域、ユネスコエコパークバッファ・ゾーン
11ロ4	13.5	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園第3種特別地域、ユネスコエコパークバッファ・ゾーン
12い	44.81	保全利用地区	水源かん養保安林、保健保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークバッファ・ゾーン
12ろ	41.43	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園第3種特別地域、ユネスコエコパークコア・ゾーン
12イ1	11.43	保全利用地区	水源かん養保安林、保健保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークバッファ・ゾーン
12イ2	49.83	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園第3種特別地域、ユネスコエコパークバッファ・ゾーン
12イ3	11.44	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園第3種特別地域、ユネスコエコパークバッファ・ゾーン
12ロ1	5.95	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園第3種特別地域、ユネスコエコパークバッファ・ゾーン
12ロ2	30.84	保全利用地区	水源かん養保安林、保健保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
13い	23.2	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園第3種特別地域、ユネスコエコパークバッファ・ゾーン
13ろ	85.3	保全利用地区	水源かん養保安林、保健保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
13イ	6.73	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園第3種特別地域、ユネスコエコパークバッファ・ゾーン
14い	17.16	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園第3種特別地域、ユネスコエコパークバッファ・ゾーン
14ろ	41.54	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園第3種特別地域、ユネスコエコパークバッファ・ゾーン
14は	63.52	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園第3種特別地域、ユネスコエコパークコア・ゾーン
14こ	11.96	保全利用地区	水源かん養保安林、保健保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークバッファ・ゾーン
14イ	74.68	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園第3種特別地域、ユネスコエコパークバッファ・ゾーン
15い	190.47	保全利用地区	水源かん養保安林、保健保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークバッファ・ゾーン

林小班	面積	地帯区分	法指定等
15ろ	131.1	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園第3種特別地域、ユネスコエコパークコア・ゾーン
15は	2.59	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園第3種特別地域、ユネスコエコパークコア・ゾーン
15イ	30.5	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園第3種特別地域、ユネスコエコパークバッファ・ゾーン
16い	150.59	保存地区	水源かん養保安林、保健保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
16ろ	71.16	保存地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園第3種特別地域、ユネスコエコパークコア・ゾーン
16は	133.89	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園第3種特別地域、ユネスコエコパークコア・ゾーン
17い	84.68	保存地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園第3種特別地域、ユネスコエコパークコア・ゾーン
17ろ	5.34	保存地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
18い	216.15	保存地区	水源かん養保安林、砂防指定地、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
18ろ	33	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園第3種特別地域、ユネスコエコパークバッファ・ゾーン
18は	145.82	保存地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
21は	82.79	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園第3種特別地域、ユネスコエコパークコア・ゾーン
21イ1	82.2	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
22い	156.26	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園第3種特別地域、ユネスコエコパークコア・ゾーン
22ろ	139.46	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
22イ	41.11	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園第3種特別地域、ユネスコエコパークコア・ゾーン
22ロ	16.85	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園第3種特別地域、ユネスコエコパークコア・ゾーン
22ハ	35.97	保全利用地区	水源かん養保安林、保健保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
24-1い	68.2	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園第3種特別地域、ユネスコエコパークバッファ・ゾーン
24-1ろ	96.39	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークバッファ・ゾーン
24-1は	158.85	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園第1種特別地域、ユネスコエコパークコア・ゾーン

林小班	面積	地帯区分	法指定等
24-1イ	93.69	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークバッファ・ゾーン
24-1ロ	44.81	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園第1種特別地域、ユネスコエコパークバッファ・ゾーン
24-1ハ	70.34	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
24-1ニ	2.84	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークバッファ・ゾーン
24-2い	111.76	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、国立公園第3種特別地域、ユネスコエコパークコア・ゾーン
24-2イ	29.21	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、国立公園第3種特別地域、ユネスコエコパークコア・ゾーン
25い	48.65	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
25ろ	94.78	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、国立公園第3種特別地域、ユネスコエコパークコア・ゾーン
25は	23.79	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、国立公園第3種特別地域、ユネスコエコパークコア・ゾーン
25に	13.84	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
25ほ	76.84	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、国立公園第3種特別地域、ユネスコエコパークコア・ゾーン
25へ	0.54	保全利用地区	水源かん養保安林、保健保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
25と	7.22	保全利用地区	水源かん養保安林、保健保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
25ち	2.3	保全利用地区	水源かん養保安林、保健保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
25イ1	81.13	保全利用地区	水源かん養保安林、保健保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
25イ2	9	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
25イ3	8.79	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
25ロ	107.27	保全利用地区	水源かん養保安林、保健保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
25ハ	26.06	保全利用地区	水源かん養保安林、保健保安林、砂防指定地、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
25ニ	0.03	保全利用地区	水源かん養保安林、砂防指定地、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
25ホ1	4.52	保全利用地区	水源かん養保安林、砂防指定地、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン

林小班	面積	地帯区分	法指定等
25ホ2	0.48	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
25ホ3	0.17	保全利用地区	水源かん養保安林、砂防指定地、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
26い1	56.97	保全利用地区	水源かん養保安林、保健保安林、砂防指定地、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
26い2	172.21	保存地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
26ろ1	5.46	保全利用地区	水源かん養保安林、保健保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
26ろ2	2.23	保存地区	鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
26イ	0.03	保存地区	水源かん養保安林、砂防指定地、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
27-1い	268.14	保存地区	水源かん養保安林、砂防指定地、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
27-1ろ	17.03	保存地区	水源かん養保安林、砂防指定地、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
27-2い	106.14	保存地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
27-2ろ	3.98	保存地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
27-2イ	202.63	保存地区	水源かん養保安林、砂防指定地、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
27-2ロ	1.51	保存地区	水源かん養保安林、砂防指定地、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
65い	50.17	保存地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
65ろ	247.87	保存地区	水源かん養保安林、保健保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
65イ	199.31	保存地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
66-1い	144.71	保全利用地区	水源かん養保安林、保健保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
66-1イ	209.66	保全利用地区	水源かん養保安林、砂防指定地、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
66-1ロ	113.82	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
66-2い	83.39	保存地区	水源かん養保安林、砂防指定地、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
66-2ろ	99.42	保存地区	水源かん養保安林、保健保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン

林小班	面積	地帯区分	法指定等
66-2は	4.91	保存地区	水源かん養保安林、保健保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
66-2イ	347.94	保存地区	水源かん養保安林、保健保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
66-2ロ	32.49	保存地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
66-3い	76.18	保全利用地区	水源かん養保安林、砂防指定地、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
66-3ろ	36.21	保全利用地区	水源かん養保安林、保健保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区、ユネスコエコパークコア・ゾーン
66-3イ	456.92	保全利用地区	水源かん養保安林、遺伝子保存林、特別母樹林、ユネスコエコパークバッファ・ゾーン
66-4イ	466.91	保存地区	水源かん養保安林、遺伝子保存林、特別母樹林、ユネスコエコパークバッファ・ゾーン
66-4ロ	5.77	保存地区	土流保、鳥獣保護区、国立公園第3種特別地域
67イ	118.14	保全利用地区	水源かん養保安林、鳥獣保護区、国立公園第3種特別地域

白山森林生態系保護地域の保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項

はじめに

白山森林生態系保護地域は、白山周辺に存在する国有林の中で、この地域を代表する原生的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資することを目的とする。このため、原生的な天然林の賦存状況を勘案し、高山帯から山地帯に至る広範な森林帯を包含させることに努めた。

白山山系は、石川、福井、岐阜、富山県境にほぼ南北にのびる脊梁山岳地帯をいい、最高峰は2,702mの標高をもつ御前峰である。

一般に白山と呼ばれているのは御前峰を指しているが、このほか、大汝峰2,680m、剣ヶ峰2,660mを含めて白山と呼ばれたり、白山地区とも呼ばれている。

また、この地域は1962年に白山国立公園に指定されると共に、1981年にはユネスコの「人間と生物圏」事業討画（Man and the Biosphere Programme-MAB）に基づき、生物圏保存地区として指定されている。

この白山山系の国有林には、大阪営林局が管轄する区域と名古屋営林支局が管轄する区域があり、白山森林生態系保護地域は林野庁長官通達（平成元年4月1日付け、「保護林の再編・拡充について」）に基づき、白山周辺の国有林について、両営林（支）局が管轄するそれぞれの区域について、一体性をもって平成2年3月に「白山森林生態系保護地域」を設定したものである。

白山山系以西には、これより高い山岳がなく、出現する動・植物種も日本における西限または南限となっているものが多い。

地質は、白山山頂部を中心として白山火山噴出物が分布し、その直接下位にある基盤には、濃飛流紋岩類、中生代手取層群、先白山火山安山岩類が分布している。

気候は、石川県が日本海型の気候に属しているため、冬季の豪雪はもちろん、年間を通じて湿潤であることが、植生地理学上重要な特徴となっている。白山山系は冬季は大陸からの北西風の影響を受け、降雪量も多く日本でも有数の豪雪地帯となっており、山麓の吉野谷村中宮での最深積雪2.4mから推測して、白山山頂付近は1.2m程度とされている。

平均気温は、白山山頂付近で夏季は12℃、冬季ではマイナス12～13℃と推測されている。

年降水量は、白山山麓の中宮で約3,200mとなっており、一般に標高に比例して多くなるので、白山山頂付近では平地の2倍程度の降水量があると推測され、日本でも有数の多降水地帯である。

1 位置及び区域

(1) 位置

石川県白山市に属し、石川県と岐阜県の県境に位置する白山周辺の国有林の内、大汝峰の北側にある蛇谷国有林の蛇谷川源流部、尾口村内の大汝国有林の中ノ川源流部、丸石谷源疏部、及び目附谷源流部、白峰村内の釈迦ヶ岳国有林の湯の谷源流部にある。

(2) 区域

区域の東辺は、大汝峰の北側から石川県と岐阜県の県境を三方岩岳まで、北辺～北西辺は、三方岩岳からふくべ谷を下り、姥ヶ滝に至り、それより国有林界を経て楽々新道を通り、1021林班と24-I林班界を進み加賀禅定道を経て、21林班の中央の尾根を下る。南西辺は目附谷より青柳新道へ上り、釈迦新道との交点より釈迦新道を下り、釈迦岳を経て67林班の尾筋を国有林界の湯の谷へ下る。南辺は国有林界の湯の谷を上り、大汝峰に至る。

これらの区間に囲まれた区域とする。

標高的には大汝峰の北側が一番高く2,668mで、低いところは蛇谷川中流にある姥ヶ滝で、標高750mであり、標高差は約1,900mの広がりをもっている。

面積等は、別紙1のとおりである。

2 保存地区及び保全利用地区の位置及び区域

(1) 保存地区

原生的な天然林の中から、森林生態系の厳正な維持を図る地域として、植物群落の多様性、動植物の分布及び繁殖状況等の森林の生態的特性を確保するために必要な広がりを見込んで設定した。面積及び該当林班、小班名等は別紙1のとおりである。

(2) 保全利用地区

保存地区の森林に、外部の環境変化の影響が直接及ばないよう、緩衝の役割を果たすために必要な広がりを見込んで、保存地区の外周に設定した。面積及び該当林班、小班名等は別紙1のとおりである。

3 保存を図るべき生物等に関する事項

(1) 植物相

石川県下の植生域は、ヤブツバキクラス域（常緑広葉樹林帯・丘陵地帯）、ブナクラス域（夏緑広葉樹林帯・山地帯）、コケモモトウヒクラス域（亜高山針葉樹林帯・亜高山帯）、コケモモハイマツクラス域（高山帯）の4つに分けられる。このうち、白山森林生態系保護地域には、ヤブツバキクラス域を除く3つがあり、その垂直分布のあらまは、表-4のとおりである。

高山帯は、標高2,400m以上のハクサンシャクナゲを伴うハイマツ低木林によって代表され、亜高山帯は、1,600mから2,400mにいたる区域でオオシラビソ林（アオモリトドマツ）、ダケカンバ林で代表される。山地帯は、1,600m以下でブナ林で代表される。

植生の特徴としては、ハイマツやオオシラビソは日本における分布の西限となっており、しかも大面積に大群落をつくっていることや、高山帯、亜高山帯の高茎草原が発達していることは、白山の著しい特色となっている。

森林生態系保護地域内の自然植生の分布状況は図-1、表-1のとおりである。

以下、高山帯から順に現存する各クラス域自然植生の概観を述べる。

図-1 自然植生の分布図

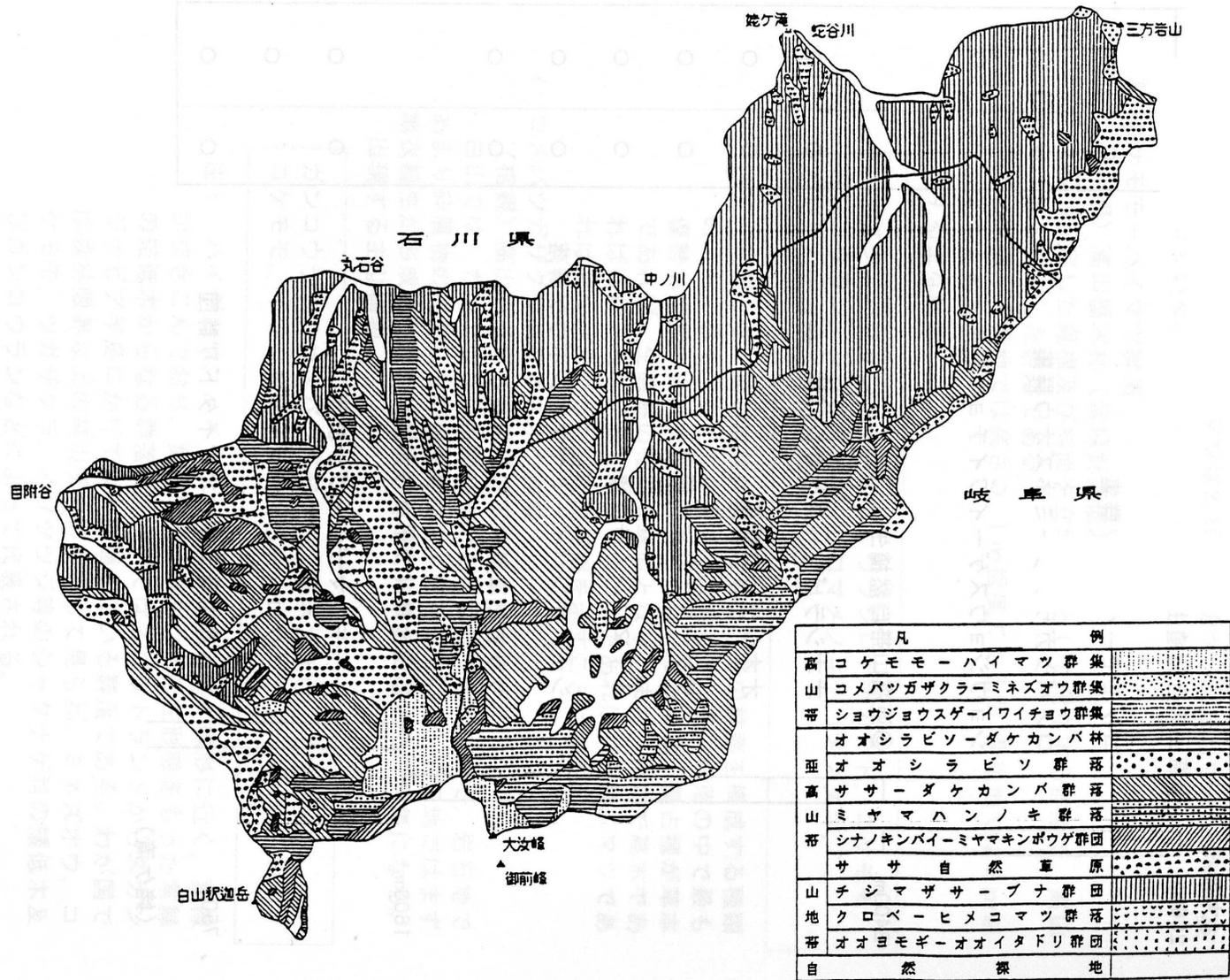


表-1 自然植生分布表

		保存地区	保全利用地区
(大汝峰)			
2668m	◎高山帯自然植生		
	コケモモ-ハイマツ群集	○	○
	コメバツガザクラ-ミネズオウ群集	○	○
	ショウジョウスゲ-イワイチョウ群集		○
2400m	◎亜高山帯自然植生		
	オオシラビソ-ダケカンバ林	○	○
	オオシラビソ群落	○	○
	ササ-ダケカンバ群落	○	○
	ミヤマハンノキ群落	○	○
	シナノキンバイ-ミヤマキンポウゲ群落	○	○
	ササ自然草原	○	○
1600m	◎山地帯(ブナクラス域)自然植生		
	チシマザサ-ブナ群団	○	○
	クロベ-ヒメコマツ群落		○
750m	オオヨモギ-オオイタドリ群団	○	○
(姥ヶ滝)			

1) 高山帯自然植生

高山帯の範囲については、ハイマツ群落の性質をめぐって意見が分かれている。ここでは、鈴木時夫(1970)の区分にしたがつて、標高2,400m以上を高山帯としているが、ハイマツは2,100m付近から出現してチシマザサ亜群集をつくっている。

ア コケモモ-ハイマツ群集

(相観) 高山優木林 (常緑針葉低木林)

比較的安定した尾根及び斜面を立地条件として成立する群落で、高山帯では最も安定した群落である。ハイマツは、風衝地では高さ0.1m程度であるが、背後地では2m以上になることもある。

出現する主な植物

ハイマツ、ハクサンシャクナゲ、ウラジロナナカマド、コケモモ、ガンコウラン、シラタマノキ、クロマメノキ、コメススキ、ミヤマハナゴケ、コバノエイランタイ

注：相観とは、植物群落の特有な姿で、その群落を構成する種類のうち、最も大きくしかも多く成育して、その群落の中で最も優勢な種類の姿に支配される。こういった種類、優占種が草本であれば、生態系の相観は草原となり、また、樹木で高木であれば森林となる。同じ高木でもブナであればブナ林、マツであればマツ林といった特有の相観を示すことになる。

イ コメバツガザクラ-ミネズオウ群集

(相観) 高山ハイデ (常緑矮低木林)

白山では、ガンコウラン風衝ハイデとよばれてきたもので、岩石地であまり碎屑物の移動しない風衝地によく発達している。岩石地ではま

出現する主な植物

ガンコウラン、コメバツガザクラ、ミネズオウ、イワヒゲ、コケモモ、イワウメ

注：ハイデとは、ハイデソウに代表される葉が線形に近く、葉線がまきこんでおり、葉裏は毛に富むなど乾性形態をもった常緑の矮低木からなる群落で、欧州ではスコットランドからスカンジナビア半島にかけてよく発達している群落である。わが国では森林限界以上の高山帯の群落として見られ、ミネズオウ、コケモモ、ツガザクラ、イソツツジ等のシャクナゲ科の矮低木及びガンコウランなどによって代表される。

ウ ショウジョウスゲ-イワイチョウ群集

(相観) 雪田群落 (夏緑広葉草原-湿地・平坦地)

白山では、雪田は2,300~2,400mの漂高に分布の中心をもち、下限は2,000m程度である。湿原は清浄ヶ原に少し分布するのみで、他には見られない。

出現する主な植物

タカネショウジョウスゲ、イワイチョウ、ミヤマリンドウ、コバイケイソウ、クロマメノキ、ハクサンコザクラ、ハクサンオオバコ、クロユリ、チングルマ、イワカガミ、ヒロハコメススキ、ネバリノギラン、コシジオウレン、ハクサンボウフウ、コバイケイソウ

2) 亜高山帯自然植生

白山での、分布高度は一応下限が1,600m、上限が2,400mとされている。

この植生域では、オオシラビソ群集が風衝斜面に分布し、面積的に優占しているのは、チシマザサーダケカンバ群集である。標高1,900m以上の積雪の多い斜面は、高茎草原が発達し高山帯の高茎草原に接続している。

なだれ地には、ミヤマハンノキヤハズハンノキ等の、なだれ地広葉低木林やササ自然草原（チシマザサ群落）が成立している。

ア オオシラビソダケカンバ林

（相観）常緑針葉夏緑広葉混交樹林

オオシラビソが優占するものと、ダケカンバが優占するものがあるが、面積的にはダケカンバが優占するものが多く、オオシラビソが優占する群落は、ほとんど風衝斜面や尾根に限られている。

出現する主な種物

オオシラビソ、ダケカンバ、ウラジロナナカマド、ミネヤナギ、ムシカリ、オガラバナ、ミヤマカンスゲ、シラネワラビ、ツルリンドウ、ベニバナイチゴ、ショウジョウバカマ、イワカガミ、ハリブキ、オオバスノキ、コシジオウレン、カラクサイノデ、オオバショリマ

イ オオシラビソ群集

（相観）常緑針葉樹林

オオシラビソダケカンバ林のうち、オオシラビソ林の相観をもつもの（優占する分群集）である。

出現する主な植物

オオシラビソ、チシマザサ、ゴゼンタチバナ、マイヅルソウ、ツバメオモト

ウ ササーダケカンバ群落

（相観）夏緑広葉樹林

オオシラビソダケカンバ林の分群集で、林床にチシマザサを持っており、ダケカンバは疎開しているところが多い。

垂直分布の上限は2,400mに達するが、下限は1,400m程度である。

全体的な傾向として、分布の中心はオオシラビソ群集より下方に偏っており、崩壊地では特に下方まで分布する傾向がある。

出現する主な植物

ダケカンバ、ミネカエデ、サビハナナカマド、チシマザサ、ムシカリ、ミヤマアオダモ、ミズキ、シラネワラビ、ミヤマカンスゲ

エ ミヤマハンノキ群落

（相観）夏緑低木林

この群落は、積雪の多い風背斜面に発達し、なだれ地となっていることが多い。日当たりがよく地盤が安走した湯所ではチシマザサが侵入する。

また、高山低木林として重要な位置を占め2,000～2,500mの範囲に分布している。

出現する主な植物

ミヤマハンノキ, ヤハズハンノキ, オガラバナ, ズダヤクシュ,
クロクモソウ, オオヨツバムグラ, シラネワラビ, チシマザサ,
オオバミゾホウズキ, エンレイソウ, オオバシヨリマ

オ シナノキンバイーミヤマキンポウゲ群団

(相観) 高茎広葉草原

白山を中心とする加賀山地では1,900~2,300mの間に発達する高茎の季節的広葉草本植生であり, この発達には白山の著しい特色となっている。群落の高さは1m前後であるが, しばしば2mを越えることがある。
亜高山帯でこの群落の発達する場所は, 風背地, 急斜面, 窪地等の積雪の多い斜面で, 浅い砂礫地に多い。

出現する主な植物

ミヤマキンポウゲ, ミヤマシシウド, シナノキンバイ, ハクサンアザミ, ハクサントリカブト, ハクサンハタザオ, カラマツソウ, コメ
ススキ

カ ササ自然草原

(相観) 常緑ササ低木林

亜高山帯の頂上部, または上部の斜面にしばしば発達している。一部はブナクラス域の上部を占め, 1,400m位まで下がることもある。
2,300~2,400mの標高では, ササの高さは0.3m程度に過ぎないが, 1,600m付近では2mにも達する。
成因としては, 風衝地でオオシラビソあるいはダケカンバが生育できないことと共に, 積雪やなだれも考えられる。

出現する主な種物

チシマザサ, サビハナナカマド, シラネワラビ, クロクモソウ, ミヤマカンスゲ

3) 山地帯 (ブナクラス域) 自然植生

白山における山地帯 (ブナクラス域) 自然植生は1,600mから400mとされている。優占的な植生はチシマザサーブナ群団であって, 日本海側のブナ林の型に入るものであるが (太平洋側ではスズタケブナとなる) 多様に分化している。

ア チシマザサーブナ群団

(相観) 夏緑広葉樹林および夏緑広葉常緑針葉樹混交林

白山地区での分布は, 下限が400m, 上限が1,700mであるが, 特に800m以上の緩斜地に豊かなブナ林がみられる。上限はオオシラビソ群
集に接続する。また, 乾燥した尾根ではクロベーヒメコマツ群落に, 湿潤な谷
に面した斜面ではジュウモンジシダーサワグルミ群集
と交替する。

出現する主な植物

ブナ、イタヤカエデ、ウワミズザクラ、マルバマンサク、コシアブラ、オオバクロモジ、オオカメノキ、リョウブ、オオバスノキ、サビハナナカマド、チシマザサ、ヤマソテツ、オクモミジハグマ、シノブカグマ、トクワカソウ、ミヤマカンスゲ、マイズルソウ、オシダ

イ クロベ－ヒメコマツ群落

(相観) 常緑針葉樹林

山地帯の乾燥した貧栄養の尾根に成立する群落である。下限は500mでアカマツの自然植生と交代する。800～1,400mまではブナクラス域の植生が、1,600～1,700mでは亜高山帯の植生を伴うことがある。

出現する主な植物

ヒメコマツ、クロベ、ヒノキ、コメツガ、ミズナラ、リョウブ、アカミノイヌツゲ、ネジキ、ハクサンシャクナゲ、イヌツゲ、チシマザサ、アカモノ、イワウチワ、ミツバオウレン

ウ オオヨモギ－オオイタドリ群団

(相観) 高茎広葉草原

山地帯の高茎広葉草原を一括したものであり、急傾斜地の谷・崩壊地の湿潤な崖錐・窪地等に成立し、夏から秋にかけて成長して2m以上に達する。また、崩壊斜面で乾燥した日当りのよい場所では、フジアザミ－ホタルブクロ群集が出現する。

出現する主な植物

オオヨモギ、クロバナヒキオコシ、ハクサンカメバソウ、ハクサンアザミ、オオアキギリ、イタドリ、サワアザミ、ツリフネソウ、ゴマナ、カリヤス、シオガマギク

(2) 動物相

白山山系は、自然の比較的よく保護されている広い地域があるため、大型哺乳類をはじめ多くの動物が生息している。その主なものは次のとおりである。

1) 哺乳類

白山山系には、ニホンツキノワグマ、ニホンザル、ニホンカモシカなどの大型哺乳類の多いことが特徴の一つである。

ニホンツキノワグマは、狩猟の対象となっているが、白山山系は安定した個体群が分布する貴重な地域である。

ニホンザルは冬には低山まで下りて餌を求め、夏には高山帯や亜高山帯の高茎広葉草原に現れることもある。

ニホンカモシカは、特別天然記念物に指定された以降数も分布域も増え、現在では低山から亜高山帯まで広く生息している。

その他の哺乳類としては、冬に白く毛変わりするオコジョやノウサギ、昼間は樹洞に隠れていて夜活動するムササビやモモンガ、コウモリ類が生息している。

そのほかホンドキツネ、ホンドタヌキ、ホンドテン、ヤマネ等合わせて約40種が確認されている。

白山山系に生息する哺乳類

科名	種名	山地帯	亜高山帯
オナガザル科	ニホンザル	○	
ウシ科	ニホンカモシカ	○	
イノシシ科	ニホンイノシシ	○	
クマ科	ニホンツキノワグマ	○	
イヌ科	ホンドタヌキ ホンドキツネ ノイヌ	◎ ○ ○	
イタチ科	ホンドイタチ ホンドテン ホンドオコジヨ ニホンアナグマ	○ ◎ ○	○
ウサギ科	トウホクノウサギ	◎	
リス科	ニホンリス ムササビ ホンシュウモモンガ	○ ◎ ○	○
ヤマネ科	ヤマネ	○	
ネズミ科	ヤチネズミ ヒメネズミ スミスネズミ アカネズミ ハタネズミ	○ ○ ○ ◎ ○	○
キクガシラコウモリ科	キクガシラコウモリ コキクガシラコウモリ	◎ ○	

科名	種名	山地帯	亜高山帯
ヒナコウモリ科	モモジロコウモリ シナノホオヒゲコウモリ カグヤコウモリ ウサギコウモリ テングコウモリ コテングコウモリ ユビナガコウモリ	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
トガリネズミ科	カワネズミ トガリネズミ ジネズミ	○ ○ ○	○
モグラ科	ヒミズ ヒメヒミズ アズマモグラ ミズラモグラ	◎ ○ ○	○ ○

注：◎印はよく見られる動物

2) 鳥 類

白山には、ブナ林、ダケカンバ・オオシラビソ林、ハイマツ林と変化し、地形的にも急峻な上の方々に深い谷を刻んでいるなど多様な環境にあり、イヌワシを始めとしてイワヒバリ、ホシガラス、カヤクグリ等の多くの種類の鳥が生息し、低山まで含めてこれまで約140種が記録されている。

山の鳥で最大のイヌワシは、白山山系を中心に石川県内に約20つがい生息しているといわれている。ライチョウは過去には生息していたようであるが、現在は見られない。

白山山系の亜高山帯，高山帯に生息する主な鳥類

種 名	季節別	種 名	季節別
ワシタカ科 クマタカ イヌワシ	留留	キツツキ科 アカゲラ アオゲラ コゲラ	留留留
ホトトギス科 ホトトギス ジュウイチ カッコウ ツツドリ	夏夏夏夏	アマツバメ科 ハリオアマツバメ アマツバメ	夏夏
ツバメ科 イワツバメ	夏	シジュウカラ科 ゴジュウカラ	留
セキレイ科 キセキレイ ビンズイ	留留	キバシリ科 キバシリ	留
イワヒバリ科 イワヒバリ カヤクグリ	留夏	ホオジロ科 クロジ	留
カラス科 ホシガラス	留	ヒタキ科 コマドリ ルリビタキ ウグイス メボソムシクイ キクイタダキ サメビタキ	夏夏留夏留夏
アトリ科 ウソ	留		

3) 昆虫類

1,600m位までの山地帯では、我が国で普通にみられる昆虫も多いが、本州の山地で細々と生活している特産種のブナヒラアブラムシ、ハクサンホシシリアゲムシ、シロオビコバネナミシャク等が見出される。また、南方系のヒメクビナガキバチも生息している。

亜高山帯にも、南方系のミナミカンコバエが生息しているが、北方系の昆虫が多くみられベニヒカゲ、ハクサンホソヒメクロオサムシ、クロ

キカワムシ、アイヌギングチバチ等が生息している。

高山帯には北方系のものが多く、白山固有の亜種としてハクサンクロナガオサムシやホンシュウクモマヒナバタ等が生息している

北方系の昆虫としては、オナガナギナタハバチ、クモマベニヒカゲ、アルプスギンウワバ、タカネハイイロヨトウ等で、白山が西限または南限となっている。

白山山系に生息する高山性の蝶及び蛾

蝶	ベニヒカゲ、クモマベニヒカゲ
蛾	タカネハイイロハマキ、ハイマツコヒメハマキ、サザナミナミシヤク、ソウクロオビナミシヤク、アルプスカバナミシヤク、アルプスヤガ、タカネハイイロヨトウ、アルプスギンウワバ

4) 魚 類

溪流にはイワナが生息し、これに続いてカジカの生息がみられる。

なお、従来の調査で、白山地域の河川上流部には、移殖されたものを含めて、次のような魚が知られている。

白山地域の河川に生息する魚類

イワナ、ヤマメ、タカハヤ、カジカ

5) 両生類

従来の調査で、白山地域では11種のカエル類及び3種のサンショウウオ類が知られているが、山地で見られるものは次のとおりである。

白山地域の山地に生息する両生類

ニホンヒキガエル、タゴガエル、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、モリアオガエル、カジカガエル、ナガレヒキガエル、ハコネサンショウウオ、クロサンショウウオ、ヒダサンショウウオ

6) 爬虫類

ヘビでは、シロマダラやタカチホヘビなどが知られており、数の多いものではヤマカガシ、アオダイショウ、シマヘビ、マムシが生息している。

(3) その他

目附谷源流部の大汝国有林22林班い小班(33.00ha)には、「植物化石」が出現する区域がある。

白山森林生態系保護地域の保護・管理及び利用に関する事項

1 管理に関する事項

保全管理については、国有林野事業における森林保全管理業務について定められている「森林保全管理業務実施要領（52林野管第142号，長官通達）」に基づくほか、次によることとする。

(1) 保存地区は、森林生態系の厳正な維持を図ることを旨とし、次に掲げる行為を除き原則として人為的行為は加えず、自然の推移に委ねることとする。
この趣旨を徹底するため、標識の設置やパトロール等を通じて入山者への周知と協力要請に努める。

- 1) モニタリング（長期的変化の継続的観測・記録）、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為
- 2) モニタリングの実施や、森林保全管理に必要な軽微な巡視歩道の整備
- 3) 非常災害のための応急措置として行う次の行為
 - ア 山火事の消火等
 - イ 大規模な林地崩壊、地すべり等の災害の復旧措置
- 4) 入林者に周知を図るための標識類の設置
- 5) 既存の歩道、避難小屋の整備
- 6) その他法令等の規定に基づき行うべき行為

(2) 保全利用地区は、保存地区の森林に外部の環境変化が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすことを旨とするが、次の行為はできるものとする。

- 1) 保存地区において許容する前記(1)－1)～6)の行為
- 2) 国土保全のための治山工事およびその付帯工事
- 3) 大規模な開発を伴わない森林レクリエーションのために必要な最低限度の道路、建物等の施設の設置

2 利用に関する事項

(1) 保存地区は、生物遺伝資源の利用等、学術研究上必要な利用のほか、原則として利用の対象とせず、厳正な保存に努める。

(2) 保全利用地区では、保存地区で行われる利用のほか、国立公園特別地域の規制、及び森林生態系保護地域の設走趣旨に反しない範囲で、森林の教育的利用、大規模な開発を伴わない森林レクリエーションの場としての利用はできるものとする。

3 その他留意事項

管理・利用にあたっては、「保護林の再編・拡充について（平成元年4月1日付け林野経第25号林野庁長官通達）」に基づくほか、下記事項に留意するものとする。

(1) 森林施業制限

- 1) 保存地区は禁伐とする。

保全利用地区では、設定趣旨から木材生産を目的とした森林施業は行わないこととする。

2) 森林生態系保護地域に外接するおおむね100m以内の国有林では、森林生態系保護地域の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐による施業は行わないものとする。

(2) 治山事業

1) 森林生態系保護地域を含め、白山山系の国有林には多数の治山工事が計画されている。この工事実施のため開設される工事用道路については、治山事業等の国有林野事業の実施または緊急車両以外の一般車両の乗入れは禁止し、このため標識やゲートの設置等の措置を講ずるものとする。

2) 蛇谷川流域のオモ谷には、治山工事計画が数カ所あるが、当該箇所には原生的なブナ林が広がっており、その保存の必要性が高いことから、森林生態系の保存に配慮しつつ工事を行うものとし保存地区とした。

(3) 化石の保護

目附谷流域の、植物化石が出現する箇所（22林班い小班）については、その保護に配慮するものとする。

(4) 法令に基づく協議

森林生態系保護地域は、別紙1のとおり国立公園や保安林等の指定を受けている。管理・利用に当たって、これら法令に基づき協議を要する事項については、関係行政機関との協議を整えたいとする。

管理方針書

名 称	犀川源流森林遺伝資源保存林 (石川－加賀計画区)		
面 積	1 7 9 3 . 5 3 h a	設定年月日	平成 1 0 年 1 月 9 日
		変更年月日	
位置及び区域 (森林生態系保護地 域及び生物群集保護 林においては保存地 区、保全利用地区そ れぞれの位置及び区 域)	石川県白山市 犀川国有林 1 0 0 1 い林小班ほか (別紙 1 のとおり)		
保護・管理を図るべ き森林生態系、個体 群に関する事項	別紙 2 のほか次のとおり 保護林の斜面上部には、ブナ、ダケカンバなどが優占する落葉広葉樹林が広がり、林床はチシマザサが繁茂し、そのほか、ツルアリドオシ、ミヤマカンスゲ、ヤマソテツなどが生育していた。また、ブナ及びダケカンバは各所で生育しており、高齢木から若齢木まで幅広い樹齢の個体が全階層で確認され、稚幼樹や小径木も確認された。 ニホンジカによる被害は確認されなかった。		
保護・管理及び 利用に関する事項	別紙 3 のとおり		
モニタリングの実施 間隔及び留意事項	5 年		
法令等に基づく指定 概況	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、県自然環境保全地域特別地区 (詳細は別紙 1 のとおり)。		
その他留意事項	22年、27年保護林モニタリング調査実施		

林小班	面積	法指定等
1001い	96.99	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域
1001ろ	3.96	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、県自然環境保全地域特別地区
1001イ	9.05	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域
1002い	163.31	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域
1002ろ	21.41	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、県自然環境保全地域特別地区
1002イ	15.53	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域
1002口	16.01	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域
1002ハ	1.45	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、県自然環境保全地域特別地区
1002ニ	1.36	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、県自然環境保全地域特別地区
1002ホ	1.2	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、県自然環境保全地域特別地区
1003い	180.3	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、県自然環境保全地域特別地区
1004い	212.2	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、県自然環境保全地域特別地区
1004イ	9.91	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、県自然環境保全地域特別地区
1004口	3.31	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、県自然環境保全地域特別地区
1004ハ	4.24	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、県自然環境保全地域特別地区
1005い	96.25	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、県自然環境保全地域特別地区
1005イ	40	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、県自然環境保全地域特別地区
1005口	94.76	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、県自然環境保全地域特別地区
1005ハ	1.7	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、県自然環境保全地域特別地区

林小班	面積	法指定等
1006い	122.53	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域
1006イ	11.55	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域
1006口	36.68	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域
1059い	156.67	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域
1059イ	3.24	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域
1060い	140.47	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域
1060イ	1.85	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域
1060口	3.39	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域
1060ハ	1.5	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域
1061い	93.04	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域
1061ろ	106.07	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、県自然環境保全地域特別地区
1062い	94.7	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域
1062ろ	19.87	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、県自然環境保全地域特別地区
1062イ	10.33	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域
1062口	5.23	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域
1063ろ	13.47	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、県自然環境保全地域特別地区

犀川源流森林生物遺伝資源保存林の保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項

はじめに

この犀川源流地域は、石川県、岐阜県、富山県の相接する白山山系の北部、金沢市街地の中央を流れ日本海に注ぐ犀川の源流に位置し、その水源地として重要な役割を担っている。植物地理学的には、日本海地域のほぼ中央に位置するにも関わらず、太平洋側への移行域であり、かつ、本邦の代表的な山岳地帯である飛騨区域の近傍にあることから、同じ日本海地域に属する羽越区域などとは植物相、植生相にかなりの相違が認められ、生物遺伝資源保存上、重要な価値を持つものとなっている。植生自然度は高く、主体をなす山地帯はほとんどが自然植生で、ブナ林（チシマザザープナ群団）を中心とするブナクラス域の植物群落（山地針葉樹林、山地高茎草原を含む）で占められており、一部にダケカンバやオオシラビソなどが優占する亜高山帯の植生や高茎草原をも含み、山地帯から亜高山帯におよぶ垂直分布が見られるなど多様性に富んでいる。

植物種としては、日本海側の多雪山地に分布するチシマザサ、サンカヨウ、トキワイカリソウ、ユキツバキなどに加えて、オオバクロモジ、マルバマンサク、ハイイヌガヤ、ヒメアオキなど深雪に覆われる環境条件への適応と見なされる変種レベルの種類等、いわゆる「日本海要素*」が、ブナ林を中心に多産している。

また、多様な植生のため、動物相も豊富で、ニホンツキノワグマ、ニホンカモシカをはじめ、希少野生生物のイヌワシ等の生息の場ともなっている。

※ 日本海要素：日本列島の日本海側、特に多雪地域に分布する種。

1 森林生物遺伝資源保存林の位置及び面積

(1) 位置

犀川源流森林生物遺伝資源保存林は、両白山地の北部、石川県と富山県の県境に連なる大門山、赤摩木古山、見越山、奈良岳の北西斜面に位置し、石川県金沢市の中央を流れる犀川の源流にあたる犀川国有林に所在する。

また、年平均気温は10～12℃と低く、年間降水量は2,000～3,000mm、最深積雪250cm以上に達する豪雪地帯であり、雪崩の多発地帯でもある。

(2) 面積 1,793.53ha（別紙1）

犀川国有林は、三輪山、口三方岳、奈良岳、見越山、赤摩木古山、大門山、多子津山、赤堂山、大倉山に囲まれており、見越山から高三郎山に続く尾根を挟む形で、深いV字溪谷をなす二又川、倉谷川が、犀川ダム貯水池に流れ込んでいる。

区域設定に当たっては、「犀川源流ブナ等植物群落保護林」、昭和53年に石川県が指定した「犀川源流県自然環境保全地域*特別地区」及び鳥獣保護区の指定予定地等を勘案し、明瞭な地形により区画した。

2 特に重点的に遺伝資源の保存を図る必要がある生物

本地域は、急峻な地形と雪崩の多発により樹木の生育環境としては極めて厳しい条件にあるが、森林帯は、ブナ、ミズナラを主体とする山地帯とダケカンバ、オオシラビソを含む亜高山帯となっている。

地域の大部分がオオバクロモジ、マルバマンサク、エゾユズリハ、ユキツバキ等日本海側深雪地帯におけるブナ林の特徴を示す樹種が含まれるチシマザザープナ群団となっているが、山頂部には亜高山性植生であるダケカンバ、オオシラビソが生育し、谷筋斜面に山地帯高茎草原が存在する。

動物相は、山地帯高茎草原等格好の餌場があることから、大型ほ乳動物の生息密度が高い。また、食物連鎖の頂点に位置するイヌワシの他、冷温帯に分布するものを中心に多様な種が存在する。

以下、保存する主な種を例として掲げるが、ここに掲げていないものであっても将来の遺伝資源保存のため種の多様性を保持し、生態系を維持する見地から全体として保存を図ることとする。

(1) 植物相

この地域の植生は、基本的にチシマザサーブナ群団から成り、やせ尾根にクロベ-ヒメコマツ林、谷筋斜面に山地帯高茎草原が存在する。また、標高概ね1,500m以上の山頂、稜線部には、亜高山性植生であるダケカンバやオオシラビソが見られる。

ア チシマザサーブナ群団

この地域での代表的な群団であり、ブナ林にオオバクロモジ、マルバマンサク、エゾユズリハ、ユキツバキ、ハイイヌツゲ等日本海深雪地帯におけるブナ林の特徴を示す樹種が混生し、林床にチシマザサ、マイヅルソウ、エンレイソウ等が生育している。

保存する主な種

- ・ブナ、ミズナラ、タムシバ、オオバクロモジ、マルバマンサク、ナナカマド、ヤマモミジ、コミネカエデ、イタヤカエデ、ウリハダカエデ、コシアブラ、ミズキ、リョウブ、オオカメノキ
- ・ハイイヌガヤ、チシマザサ、ユキツバキ、エゾユズリハ、ツタウルシ、ヤマウルシ、アカミノイヌツゲ、ハイイヌツゲ、コマユミ、ヒメアオキ、ホツツジ、ウラジロヨウラク、ユキグニミツバツツジ、オオコメツツジ
- ・ヤマドリゼンマイ、ヤマソテツ、ミヤマシシガシラ、リョウメンシダ、ミヤマメシダ、ミノボロスゲ、ナガエスゲ、アオスゲ、ショウジョウバカマ、コバイケイソウ、タマガワホトトギス、ツバメオモト、ヒロハユキザサ、マイヅルソウ、チゴユリ、ツクバネソウ、エンレイソウ、ミヤマイラクサ、サンカヨウ、クロクモソウ、ツルシキミ、ゴゼンタチバナ、トクワカソウ、イワカガミ、ツマトリソウ、ツルアリドオシ、ミヤマシグレ、クルマバハグマ、オクモミジハグマ

イ クロベ-ヒメコマツ群落

見越山から赤摩木古山に至る尾根、高三郎山から倉谷川に至る枝尾根の岩角地や土壌のやせたところには、チシマザサーブナ群団に接して見られ、キタゴヨウ、ヒノキ、クロベにトクワカソウ、シモツケソウ等をともなっている。

保存する主な種

- ・キタゴヨウ、クロベ、ヒノキ、ミズナラ、タムシバ、ナナカマド、タカノツメ
- ・チシマザサ、コマユミ、ホツツジ、ホンシャクナゲ、アクシバ、ツクバネウツギ
- ・ミヤマシシガシラ、ショウジョウバカマ、シモツケソウ、トクワカソウ、アカモノ、ニガナ

ウ 自然低木群落

奈良岳、見越山、高三郎山等を結ぶ尾根及び山頂や奈良岳の南側尾根から犀川に落ち込む崩落斜面に見られ、高木層が雪崩などにより生育できず、ヒメヤシャブシ、タニウツギ、チシマザサ等が生育している。

保存する主な種

- ・チシマザサ, ヒメヤシャブシ, タニウツギ
- ・シシガシラ, アカソ, サラシナショウマ, アカショウマ, アキノキリンソウ, ヒトツバヨモギ

エ 山地帯高茎草原 (ヤマヨモギークロバナヒキオコシ群集)
各尾根から二又川・倉谷川に至る急傾斜地の谷, 崩壊地の湿潤な崖錐, 窪地等の樹木の生育が困難なところに形成している。

保存する主な種

- ・アカソ, イタドリ, クロバナヒキオコシ, オオヨモギ (ヤマヨモギ), サワアザミ, ハクサンアザミ

オ ササーダケカンバ群落
奈良岳山頂から見越山にかけての尾根, 急傾斜地及び崖地に見られ, ダケカンバ, オオシラビソにチシマザサ, マイヅルソウ等をとまなっている。
また, 環境庁レッド・データ・リストで準絶滅危惧種とされているヒメシャガも見られる。

保存する主な種

- ・オオシラビソ, ダケカンバ, ミズナラ, ナナカマド, コミネカエデ, ミネカエデ, リョウブ, オオカメノキ
- ・キャラボク, チシマザサ, ツノハシバミ, タムシバ, ノリウツギ, ヤマウルシ, ハウチワカエデ, コハウチワカエデ, オガラバナ, シナノキ, コシアブラ, ハリブキ, ハクサンシャクナゲ, ウラジロハナヒリノキ, オオバスノキ,
- ・ヤマソテツ, オオバショリマ, ニッコウキスゲ, ギョウジャニンニク, ツバメオモト, マイヅルソウ, チゴユリ, ヒメシャガ, ミヤマチドリ, イタドリ, カラマツソウ, モミジカラマツ, ミツバオウレン, ミヤマニガイチゴ, ゴヨウイチゴ, オオバキスミレ, イブキゼリ, アカモノ, タテヤマリンドウ, オニアザミ

カ その他 (ブナーミズナラ群落)
犀川の谷筋に生育しているミズナラとブナの混成林で, かつて炭焼に利用されたブナクラス域代償植生の一例である。

保存する主な種

- ・サワグルミ, ブナ, ミズナラ, ホオノキ, マルバマンサク, ナナカマド, ハウチワカエデ, イタヤカエデ, コシアブラ, リョウブ, オオカメノキ
- ・オオバクロモジ, ナツツバキ, ミズキ, ホツツジ, ウラジロヨウラク, ハナヒリノキ, サワフタギ, ハイイヌガヤ, アズキナシ
- ・ザゼンソウ, ヒロハユキザサ, ミズヒキ, サンカヨウ, エチゴツルキジムシロ, スミレサイシン, ヒメアオキ, ツルアリドオシ

注: 群落の分類体系は, 「第3回自然環境保全基礎調査 (植生調査) 現存植生図」1988年環境庁に基づく

(2) 動物相

ア 哺乳類

特別天然記念物であるニホンカモシカのほか、ニホンツキノワグマ、ニホンザル、ニホンアナグマ等が生息している。

保存する主な種

・ニホンザル、ニホンカモシカ、ニホンアナグマ、オコジョ、ホンドイタチ、ホンドテン、ホンドギツネ、ホンドタヌキ、ニホンツキノワグマ、ヤマネ、ムササビ、モモンガ、トウホクノウサギ

イ 鳥類

環境庁レッド・データ・ブックで絶滅危惧種とされているイヌワシ、クマタカを含み、全体に種類、密度共に豊かに生息している。

保存する主な種

・ホシガラス、カケス、クロジ、ゴジュウカラ、シジュウカラ、ヤマガラ、コガラ、ヒガラ、オオルリ、ウグイス、ヤブサメ、トラツグミ、マミジロ、コルリ、ミソサザイ、ハリオアマツバメ、ヤマセミ、アカショウビン、アオゲラ、アカゲラ、コゲラ、カッコウ、ツツドリ、ホトトギス、ジュウイチ、コノハズク、イヌワシ、クマタカ、ヤマドリ

ウ 爬虫類

保存する主な種

・マムシ、ヤマカガシ、アオダイショウ、アカジムグリ、シマヘビ、カナヘビ

エ 両生類

保存する主な種

・イモリ、クロサンショウウオ、カジカガエル、モリアオガエル、シュレーゲルアオガエル、ヤマアカガエル

オ 魚類

保存する主な種

・イワナ、カジカ

カ 昆虫類

我が国の多雪冷温帯の代表的な昆虫相をもっているばかりでなく、植生の垂直分布に合わせ、高山・亜高山帯にいるものから低地にいるものまで多様に生息している。また、変異を多く含み、種の同定が困難となっている。

保存する主な種

- ・トワダカワゲラ, モンカゲロウ, ミヤマタニガワカゲロウ
- ・ミヤマセセリ, キアゲハ, ゴマシジミ, ミドリヒョウモン, アカタテハ, ヒメキマダラヒカゲ
- ・ミヤマハンミョウ, マヤサンオサムシ, ミヤマベニコメツキ, オオトラフコガネ, オニアカハネムシ, ヘリグロベニカミキリ, ヒメシロ
- コブゾウムシ
- ・エゾハルゼミ
- ・ムカシトンボ, ルリボシヤンマ

キ 陸生貝類

保存する主な種

- ・クロイワマイマイ

犀川源流森林生物遺伝資源保存林の保護・管理及び利用に関する事項

1 管理に関する事項

保全管理は、国有林野事業における森林保全管理業務について定められている「森林保全管理業務実施要領」（52林野管第142号，林野庁長官通達）に基づくほか，次によることとする。

- (1) 近畿中国森林管理局長は、保存林の巡回等を通じて、常に保存林の状況を適切に把握するものとする
- (2) 保存林内は、原則として自然の推移に委ねることとする。
ただし、2の利用に関する事項に記した調査・研究のほか，次に掲げる行為については、必要に応じ行うことができるものとする。この場合，森林管理局長は，必要に応じ関係する森林総合研究所，林木育種センター等の意見を求めることとする。
 - ア 遺伝資源の維持確保を図る観点からの森林施業及び病虫獣害対策
 - イ 災害防止・復旧のための措置として行う次の行為
 - (ア) 山火事の消火等
 - (イ) 林地の崩壊等により，下流域への影響が認められる場合の防止・復旧措置
 - ウ 保存林の機能の維持に配慮した治山事業
 - エ 標識類の設置等
 - オ その他法令等の規定に基づき行うべき行為
- (3) その他
 - ア 保存林に対する外部の環境変化の影響を緩和するために，外接する国有林の取扱いは，機能類型に応じた適切な施業を実施するものとする。
 - イ 保存林の適正な管理のためには，地元住民や登山者等の理解と協力が不可欠であり，このため普及啓発活動を行う等保存林設定の趣旨の徹底を図る。

2 利用に関する事項

保存林における遺伝，育種に係る調査・研究のほか，森林生態学等広範な分野の学術的な調査・研究等のため，保存林の機能を損なわない範囲内で保存林の利用ができるものとする。

なお，利用に当たっての手続き等は，次によることとする。

- (1) 研究者等が調査・研究のための試料の採取等を行おうとする場合，あらかじめ森林管理局長に許可を得ることとする。
- (2) 森林管理局長は，研究者等から利用の申請があった場合には，その内容を審査し，特段の問題がない場合にはこれを許可することとする。
審査に当たって，必要に応じ関係する森林総合研究所，林木育種センター等の意見を求めることとする。
- (3) 次に該当する場合は，許可しないものとする。
 - ア 堅固な施設の設置等現状回復が困難な行為が予想される場合。
 - イ その他調査・研究の計画からみて，森林生物遺伝資源の保存に支障を及ぼす恐れが見込まれる場合。

3 管理・利用に関して調査・研究すべき事項

森林管理局長は、保存林の適切な管理・利用を図るため、森林総合研究所、林木育種センター等と連携を図りつつ、遺伝資源の状況把握等に関する調査・研究の実施及び当該地域の各種情報の整備に努めることとする。

なお、当該森林生物遺伝資源保存林は、生物の多様性を維持するとともに、将来の可能性を踏まえつつ、その基礎となる生物遺伝資源を確保することを目的としていることから、まず第一に、良好な森林生態系を維持保存するため、現況の把握及び経過の観察に努めることとするが、将来的には、地域的にみて貴重で特色のある生物の生態や植物と動物との関連性、自然状態での生物の遺伝変異等の解明及び遺伝資源の利用等のテーマに取り組むことが重要であるため、このような学術的研究の場として利用に供することとする。

管理方針書

名 称	釈迦ヶ岳林木遺伝資源保存林			(石川ー加賀計画区)
面 積	29.81ha	設定年月日	平成3年4月1日	
		変更年月日		
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	石川県白山市 釈迦ヶ岳国有林 35る1林小班 26.84ha 35る2林小班 2.97ha			
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	<p>保護の対象は、ブナ、ミズナラ。保護林設定要領第4の3のエ. 遺伝資源の保護を対象とする個体群に該当。保護林内においては保存対象樹種であるブナを中心とした落葉広葉樹林がひろがり、保存対象樹種のミズナラ、さらにはイタヤカエデ、ハウチワカエデ、シラカンバ等の中径木、コハウチワカエデ、ハウチワカエデ、ブナ等の小径木の生育も多く確認された。林床には多様な樹種が生育し、保存対象樹種のブナ及びミズナラの実生・稚幼樹の生育も確認され、そのほか、チシマザサ、ヒメモチ、オオカメノキ等が確認された。雪害による先折れ等の気象被害や枯損木も見られたが、全体として健全に生育していると考えられる。</p> <p>ニホンジカによる被害は確認されなかった。</p>			
保護・管理及び利用に関する事項	<p>遺伝的多様性を損なわないことを基本として、保存対象樹種の安定的・恒久的な存続を図るために、最小限の施業を行う。</p> <p>保存林において行うことの出来る伐採は、原則として保存対象樹種の存続のために必要な伐採に限る。</p> <p>台風等の自然現象により発生した無立木区域における更新の他、保存対象樹種の存続のために伐採を行った後の更新は、天然更新を基本とする。</p> <p>ただし、保存対象樹種の存続のために必要と認められる場合は更新補助作業を行う。なお、更新補助作業に用いる種子、苗木は当該保護林から採取した種子、またはその種子から養成した苗木により行う。</p> <p>また、ニホンジカによる被害が林分の健全性に影響を及ぼしていると判断された場合及び林分の健全性に影響を与えることが懸念される場合には必要な対策を講じる。</p> <p>必要に応じて標識を設置する。</p>			
モニタリングの実施間隔及び留意事項	5年			
法令等に基づく指定概況	土砂流失防備保安林、国立公園第3種特別地域、鳥獣保護地区			
その他留意事項	22年、27年保護林モニタリング調査実施			

管理方針書

名 称	由良林木遺伝資源保存林			(兵庫ー加古川計画区)
面 積	46.21ha	設定年月日	平成元年4月1日	
		変更年月日		
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	兵庫県洲本市 由良国有林 1204い林小班 46.21ha			
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	<p>保護の対象は、ウバメガシ。保護林設定要領第4の3のエ. 遺伝資源の保護を対象とする個体群に該当。</p> <p>保護林の斜面上部～中部には保存対象樹種のウバメガシが優占し、ヤブニッケイ、ヤマモモ、サカキ等が混じる常緑広葉樹林が広がり、林床はイズセンリョウ、ヒサカキ、テイカカズラ等の生育が確認されたが出現種数は少なかった。また、ウバメガシの実生・稚幼樹は確認されなかった。草本層の植被率が数%程度と非常に少なく、ニホンジカの糞やけもの道（シカ道）及び調査地周辺での目撃が多かったことから、継続的に影響を受けていると推測される。草本層を中心にニホンジカによる採食圧が大きく、遺伝資源を維持するための健全な更新が今後困難になる可能性が示唆される。</p>			
保護・管理及び利用に関する事項	<p>遺伝的多様性を損なわないことを基本として、保存対象樹種の安定的・恒久的な存続を図るために、最小限の施業を行う。</p> <p>保存林において行うことの出来る伐採は、原則として保存対象樹種の存続のために必要な伐採に限る。</p> <p>台風等の自然現象により発生した無立木区域における更新の他、保存対象樹種の存続のために伐採を行った後の更新は、天然更新を基本とする。</p> <p>ただし、保存対象樹種の存続のために必要と認められる場合は更新補助作業を行う。なお、更新補助作業に用いる種子、苗木は当該保護林から採取した種子、またはその種子から養成した苗木により行う。</p> <p>下層植生に対するニホンジカによる恒常的な食圧を排除するための方策を講じ、後継樹の育成を含めた下層植生の回復を図る施業を実施する。</p> <p>必要に応じて標識を設置する。</p>			
モニタリングの実施間隔及び留意事項	5年			
法令等に基づく指定概況	水源かん養保安林、国立公園普通地域			
その他留意事項	22、27年保護林モニタリング調査実施			

管理方針書

名 称	沖ノ山林木遺伝資源保存林 (鳥取一千代川計画区)		
面 積	88.16ha	設定年月日	平成3年4月1日
		変更年月日	
位置及び区域 (森林生態系保護地 域及び生物群集保護 区、保全利用地区そ れぞれの位置及び区 域)	鳥取県智頭町 沖ノ山国有林 59い林小班 83.75ha 59ろ林小班 1.53ha 59は林小班 1.20ha 59に林小班 1.68ha		
保護・管理を図るべ き森林生態系、個 体群に関する事項	<p>保護の対象は、ブナ、スギ、トチノキ、ミズメ、ミズナラ。保護林設定要領第4の3のエ. 遺伝資源の保護を対象とする個体群に該当。</p> <p>保護林の斜面下部から上部にかけて保存対象樹種であるスギ、ブナ、ミズメ、ミズナラ、斜面下部ではスギ、サワグルミ、トチノキが生育する針広混交林がひろがっていた。林床にはエゾユズリハやコハクウンボク、アセビ、ソヨゴ、スギ等の低木の生育が確認され、ミヤマシキミやオシダ、アセビ、ブナ等の生育が確認された。林内に枯損木が散見されたが、目立った気象被害等は確認されなかった。保存対象樹種であるスギの幼樹、ブナの実生・稚幼樹、ミズナラの実生・稚幼樹の発生が確認された。</p> <p>ただし、草本層を中心にニホンジカによる採食圧が大きく、全体的に植被率は低くなっており、糞や角研ぎの痕跡等が多く確認されたことから、継続的に観察が必要である。</p>		
保護・管理及び 利用に関する事項	<p>遺伝的多様性を損なわないことを基本として、保存対象樹種の安定的・恒久的な存続を図るために、最小限の施業を行う。</p> <p>保存林において行うことの出来る伐採は、原則として保存対象樹種の存続のために必要な伐採に限る。</p> <p>台風等の自然現象により発生した無立木区域における更新の他、保存対象樹種の存続のために伐採を行った後の更新は、天然更新を基本とする。ただし、保存対象樹種の存続のために必要と認められる場合は更新補助作業を行う。なお、更新補助作業に用いる種子、苗木は当該保護林から採取した種子、またはその種子から養成した苗木により行う。</p> <p>下層植生に対するニホンジカによる恒常的な食圧を排除するための方策を講じ、後継樹の育成を含めた下層植生の回復を図る施業を実施する。</p> <p>必要に応じて標識を設置する。</p>		
モニタリングの実施 間隔及び留意事項	5年		
法令等に基づく指定 概況	水源かん養保安林、保健保安林、国定公園第1種特別地域、鳥獣保護区特別保護地区		
その他留意事項	22年、27年保護林モニタリング調査実施		

管理方針書

名 称	山王谷林木遺伝資源保存林			(鳥取－千代川計画区)
面 積	114.72ha	設定年月日	平成3年4月1日	
		変更年月日		
位置及び区域 (森林生態系保護地 域及び生物群集保護 林においては保存地 区、保全利用地区そ れぞれの位置及び区 域)	鳥取県鳥取市 山王谷国有林 94林班わ小班 21.28ha 95林班に小班 51.39ha 96林班へ小班 42.05ha			
保護・管理を図るべ き森林生態系、個体 群に関する事項	<p>保護の対象は、ブナ、スギ、トチノキ、ミズメ、イタヤカエデ、ハウチワカエデ。保護林設定要領第4の3のエ. 遺伝資源の保護を対象とする個体群に該当。</p> <p>保護林の斜面上部には保存対象樹種のブナ、ハウチワカエデ、イタヤカエデ等が優占する落葉広葉樹林が広がり、林床はチシマザサが繁茂し、オオカメノキやオオバクロモジ、ハイイヌツゲ等の生育が確認された。全体として健全に生育していると考えられる。</p> <p>ニホンジカによる枝葉等への採食痕跡や樹皮剥ぎは今回の調査では確認されなかったが、プロット内や周辺に糞等の生息痕跡を確認した。</p>			
保護・管理及び 利用に関する事項	<p>遺伝的多様性を損なわないことを基本として、保存対象樹種の安定的・恒久的な存続を図るために、最小限の施業を行う。</p> <p>保存林において行うことの出来る伐採は、原則として保存対象樹種の存続のために必要な伐採に限る。</p> <p>台風等の自然現象により発生した無立木区域における更新の他、保存対象樹種の存続のために伐採を行った後の更新は、天然更新を基本とする。ただし、保存対象樹種の存続のために必要と認められる場合は更新補助作業を行う。なお、更新補助作業に用いる種子、苗木は当該保護林から採取した種子、またはその種子から養成した苗木により行う。</p> <p>また、ニホンジカによる被害が林分の健全性に影響を及ぼしていると判断された場合及び林分の健全性に影響を与えることが懸念される場合には必要な対策を講じる。</p> <p>必要に応じて標識を設置する。</p>			
モニタリングの実施 間隔及び留意事項	5年			
法令等に基づく指定 概況	水源かん養保安林、鳥獣保護地区			
その他留意事項	22年、27年保護林モニタリング調査実施			

管理方針書

名 称	千丈平ブナ植物群落保護林 (石川ー加賀計画区)		
面 積	856.88ha	設定年月日	平成5年4月1日
		変更年月日	
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	石川県白山市 千丈ヶ峰、蛇谷国有林 4い林小班ほか(別紙のとおり)		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	保護の対象は、ブナ。保護林設定管理要領第4の3の(2)のア.希少化している個体群に該当。 保護林内においては保護対象樹種であるブナの大径木を中心とした、葉広葉樹林がひろがり、コシアブラ、ミネカエデ、リョウブ、ナナカマド、ミズキ、オオカメノキ等多様な小径木がみられた。林床にはチシマザサに混じってシラネウラボ、ヒメモチ、ヤマソテツ等の多様な木本・草本類が生育し、保護対象樹種のブナの稚幼樹もみられた。 ニホンジカによる被害は確認されなかった。		
保護・管理及び利用に関する事項	原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理を行う。 保護対象樹種の群落が衰退しつつあり、更新補助作業又は保育を行うことが保護に必要なかつ効果的であると認められる時は、蒔き付け植え込み、刈出し、除伐等の施業を行う。この場合、種子及び苗木については、当該保護林及び当該保護林に隣接する天然生林から採取した種子、苗木を使用する。 必要に応じて標識を設置する。		
モニタリングの実施 間隔及び留意事項	5年		
法令等に基づく指定 概況	別紙のとおり		
その他留意事項	22、27年度保護林モニタリング調査実施。		

林小班	面積	法指定等
4い	44.75	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域
4ろ	28.25	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域
4は	130.97	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園第3種特別地域
5い	61.96	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園第3種特別地域
5ろ	61.4	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、遺伝子保存林、国立公園第3種特別地域
5は	5.29	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、遺伝子保存林、国立公園第3種特別地域
5イ	5.17	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園第3種特別地域
5口	9.43	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園第3種特別地域
5ハ	7.15	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園第3種特別地域
6い	42.65	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園第3種特別地域
6ろ	12.86	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、遺伝子保存林、国立公園第3種特別地域
6は	33.55	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園第3種特別地域
6イ	15.26	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園第3種特別地域
6口	22.01	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園第3種特
63イ	91.83	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園第3種特別地域
63口	119.2	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園第3種特別地域
64い	27.86	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、遺伝子保存林、国立公園第3種特別地域
64ろ	12.66	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園第3種特別地域

林小班	面積	法指定等
64は	38.11	水源かん養保安林、保健保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区
64イ	4.07	水源かん養保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園第3種特別地域
64ロ	82.38	水源かん養保安林、保健保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域、国立公園特別保護地区

管理方針書

名 称	嵐谷天然スギ植物群落保護林 (石川ー加賀計画区)		
面 積	10.58ha	設定年月日	平成5年4月1日
		変更年月日	
位置及び区域 (森林生態系保護地 域及び生物群集保護 林においては保存地 区、保全利用地区そ れぞれの位置及び区 域)	石川県白山市 嵐谷国有林 33ろ1林小班 7.73ha 33ろ2林小班 2.85ha		
保護・管理を図るべ き森林生態系、個体 群に関する事項	<p>保護の対象は、スギ。保護林設定管理要領第4の3の(2)のア、希少化している個体群に該当。</p> <p>保護林内の斜面上～中部には、保護対象樹種である天然スギが優占する針葉樹林がひろがり、ブナやコシアブラ等の落葉広葉樹が混生している。低木層では、スギやブナ、オオバクロモジ、オオカメノキ等が生育しており、林床はヤマソテツ、トクワカソウ、ハイイヌツゲ、ヒメアオキ等が所々に確認され、保護対象樹種スギの実生・稚幼樹も確認された。スギの先折れ、倒伏があるなど風倒・雪害等の気象害等が散見されたが、胸高断面積は維持されていた。また、ツキノワグマによると思われる剥皮が発生していた。</p> <p>ニホンジカによる被害は確認されなかった。</p>		
保護・管理及び 利用に関する事項	<p>原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理を行う。</p> <p>保護対象樹種の群落が衰退しつつあり、更新補助作業又は保育を行うことが保護に必要なかつ効果的であると認められる時は、蒔き付け植え込み、刈出し、除伐等の施業を行う。この場合、種子及び苗木については、当該保護林及び当該保護林に隣接する天然生林から採取した種子、苗木を使用する。</p> <p>必要に応じて標識を設置する。</p>		
モニタリングの実施 間隔及び留意事項	5年		
法令等に基づく指定 概況	水源かん養保安林、特別母樹林、遺伝子保存林、ユネスコエコパークバッファ・ゾーン		
その他留意事項	22、27年度保護林モニタリング調査実施。		

管理方針書

名 称	青岳天然ヒノキ植物群落保護林 (三重－伊賀計画区)		
面 積	8. 8 5 h a	設定年月日	平成 5 年 4 月 1 日
		変更年月日	
位置及び区域 (森林生態系保護地 域及び生物群集保護 林においては保存地 区、保全利用地区そ れぞれの位置及び区 域)	三重県伊賀市 青岳国有林 7 7 ほ林小班 8. 8 5 h a		
保護・管理を図るべ き森林生態系、個体 群に関する事項	<p>保護の対象は、ヒノキ。保護林設定管理要領第4の3の(2)のア、希少化している個体群に該当。</p> <p>保護林内においては保護対象樹種であるヒノキの大径木を中心とした針葉樹林で、ツブラジイ、ソヨゴ、サカキ等の常緑樹が混じる樹林が成立しており、ヒノキの小径木も多く、立木密度が高くなっていた。林内では枯損木が散見されたが、胸高断面積はやや増加の傾向を増しており、立木密度が高いため、立木間での競争が生じるものによると考えられる。林床は常緑樹の低木であるアセビやアラカシ、ヒサカキなどが多く、出現種数は少なかった。</p> <p>一部の低木や草本にニホンジカによる採食が確認された。</p>		
保護・管理及び 利用に関する事項	<p>原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理を行う。</p> <p>保護対象樹種の群落が衰退しつつあり、更新補助作業又は保育を行うことが保護に必要かつ効果的であると認められる時は、蒔き付け植え込み、刈出し、除伐等の施業を行う。この場合、種子及び苗木については、当該保護林及び当該保護林に隣接する天然生林から採取した種子、苗木を使用する。</p> <p>下層植生に対するニホンジカによる恒常的な食圧を排除するための方策を講じ、後継樹の育成を含めた下層植生の回復を図る施業を実施する。</p> <p>必要に応じて標識を設置する。</p>		
モニタリングの実施 間隔及び留意事項	5年		
法令等に基づく指定 概況	水源かん養保安林		
その他留意事項	22、27年度保護林モニタリング調査実施。		

管理方針書

名 称	摩耶山天然スギ植物群落保護林			(兵庫ー加古川森林計画区)
面 積	34.56ha	設定年月日	平成5年4月1日	
		変更年月日	平成26年4月1日	
位置及び区域 (森林生態系保護地 域及び生物群集保護 林においては保存地 区、保全利用地区そ れぞれの位置及び区 域)	兵庫県神戸市 摩耶山国有林 253い林小班 34.56ha			
保護・管理を図るべ き森林生態系、個体 群に関する事項	<p>保護の対象は、スギ。保護林設定管理要領第4の3の(2)のア、希少化している個体群に該当。</p> <p>保護対象樹種であるスギを主体とした針広混交林であった。高木層にスギやヒノキが多く生育しており、亜高木層では、アカガシ、スダジイ、ヤブニッケイ等の常緑広葉樹、低木層ではアオキ、シロダモ、ヤブツバキ、ヒサカキ等が生育する林分であった。下層ではアオキ、テイカカズラ、シロダモ、イヌガシ等が所々に確認されたがスギの実生・稚樹は確認されなかった。</p> <p>ニホンジカによる被害は確認されなかった。</p>			
保護・管理及び 利用に関する事項	<p>原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理を行う。</p> <p>保護対象樹種の群落が衰退しつつあり、更新補助作業又は保育を行うことが保護に必要なかつ効果的であると認められる時は、蒔き付け植え込み、刈出し、除伐等の施業を行う。この場合、種子及び苗木については、当該保護林及び当該保護林に隣接する天然生林から採取した種子、苗木を使用する。</p> <p>なお、本保護林は都市近郊林として多くの利用者があることから、利用者の安全の確保にも留意する。</p> <p>必要に応じて標識を設置する。</p>			
モニタリングの実施 間隔及び留意事項	5年			
法令等に基づく指定 概況	土砂流出防備保安林、保健保安林、瀬戸内海国立公園第1種特別地域、鳥獣保護区、近郊緑地保全区域、風致地区			
その他留意事項	22、27年度保護林モニタリング調査実施			

管理方針書

名 称	高野山コウヤマキ植物群落保護林 (和歌山－紀北計画区)		
面 積	30.47ha	設定年月日	平成5年4月1日
		変更年月日	
位置及び区域 (森林生態系保護地 域及び生物群集保護 林においては保存地 区、保全利用地区そ れぞれの位置及び区 域)	和歌山県高野町 高野国有林 207い林小班 30.47ha		
保護・管理を図るべ き森林生態系、個体 群に関する事項	保護の対象は、コウヤマキ。保護林設定管理要領第4の3の(2)のア.希少化している個体群に該当。 保護対象樹種であるコウヤマキを主体とした常緑針葉樹林であった。高木層にはコウヤマキが多く生育しており、亜 高木層では、コウヤマキやヒノキ、コシアブラ等が生育しており、低木層ではスズタケ、アセビ、クロモジ等が生育す る林分であった。草本層では、コウヤマキ、アセビ、キジノオシダ、イズセンリョウ等が所々に確認された。保護対象 樹種であるコウヤマキは、実生・稚樹から中径木まで確認された。 ニホンジカによる被害は確認されなかった。		
保護・管理及び 利用に関する事項	原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理を行う。 保護対象樹種の群落が衰退しつつあり、更新補助作業又は保育を行うことが保護に必要なかつ効果的であると認められ る時は、蒔き付け植え込み、刈出し、除伐等の施業を行う。この場合、種子及び苗木については、当該保護林及び当該 保護林に隣接する天然生林から採取した種子、苗木を使用する。 必要に応じて標識を設置する。		
モニタリングの実施 間隔及び留意事項	5年		
法令等に基づく指定 概況	水源かん養保安林、高野龍神国定公園特別保護地区、鳥獣保護区特別保護地区、特別母樹林		
その他留意事項	22、27年度保護林モニタリング調査実施。		

管理方針書

名 称	三国山植物群落保護林			(鳥取-千代川計画区)		
面 積	319.03ha			設定年月日	平成3年4月1日	
				変更年月日		
位置及び区域 (森林生態系保護地 域及び生物群集保護 林においては保存地 区、保全利用地区そ れぞれの位置及び区 域)	鳥取県鳥取市 山王谷、中津国有林					
	103ち林小班	20.20ha	521に林小班	24.62ha	524は林小班	7.54ha
	517め林小班	11.05ha	522に林小班	38.43ha	524に林小班	38.26ha
	517る林小班	28.35ha	522る林小班	11.28ha	524り林小班	10.27ha
	519は林小班	11.51ha	523な林小班	16.26ha	524ぬ林小班	9.58ha
	519に林小班	29.85ha	523ら林小班	57.32ha	525ち林小班	4.51ha
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	<p>保護の対象は、ブナ、スギ。保護林設定管理要領第4の3の(2)のア.希少化している個体群に該当。 保護対象樹種であるブナを主体とした落葉広葉樹林であった。高木層にブナが多く生育しており、亜高木層以下ではブナの亜高木、ブナの低木が生育する林分であった。下層ではチシマザサが優占し、ヒメモチやミヤマシキミ、シノブカグマ等が確認された。また、ブナ及びスギの稚樹も確認された ニホンジカによる被害は確認されなかったが、鳴き声を確認したことから近隣に生息はしていると考えられるため、ニホンジカの動向に注意する必要がある。</p>					
保護・管理及び利用に関する事項	<p>原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理を行う。 保護対象樹種の群落が衰退しつつあり、更新補助作業又は保育を行うことが保護に必要な効果的であると認められる時は、蒔き付け、植え込み、刈出し、除伐等の作業を行う。この場合、種子及び苗木については、当該保護林及び当該保護林に隣接する天然生林から採取した種子、苗木を使用する。 また、ニホンジカによる被害が林分の健全性に影響を及ぼしていると判断された場合及び林分の健全性に影響を与えることが懸念される場合には必要な対策を講じる。 必要に応じて標識を設置する。</p>					
モニタリングの実施間隔及び留意事項	5年					
法令等に基づく指定概況	水源かん養保安林、国定公園第2種特別地域、県立自然公園普通地域					
その他留意事項	<p>9.1.13 倉吉署と鳥取署統合により面積変更。 19、24年度保護林モニタリング調査実施(天神川計画区) 22、27年度保護林モニタリング調査実施(千代川計画区) 25年度保護林拡充のための調査により517、519、522-525林班(178.46ha)を保護林として拡充した。</p>					

管理方針書

名 称	扇ノ山ブナ植物群落保護林			(鳥取-千代川計画区)
面 積	54.91ha	設定年月日	平成3年4月1日	
		変更年月日		
位置及び区域 (森林生態系保護地 域及び生物群集保護 林においては保存地 区、保全利用地区そ れぞれの位置及び区 域)	鳥取県若桜町、八頭町 扇ノ仙、沢川国有林 8る林小班 15.48ha 11い林小班 39.43ha			
保護・管理を図るべ き森林生態系、個体 群に関する事項	<p>保護の対象は、ブナ。保護林設定管理要領第4の3の(2)のア.希少化している個体群に該当。</p> <p>保護林内においては保護対象樹種であるブナの大径木を中心とした落葉広葉樹林がひろがり、コシアブラ、コミネカエデ、リョウブ、ミズキ、オオカメノキ、ハウチワカエデ等多様な小径木がみられた。林床にはチシマザサに混じってシラネウラボ等の多様な木本・草本類が生育し、保護対象樹種のブナの稚幼樹もみられた。</p> <p>なお、ニホンジカの古い糞が確認されたことから、ニホンジカの動向について継続して観察する必要がある。</p>			
保護・管理及び 利用に関する事項	<p>原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理を行う。</p> <p>保護の対象とする群落が衰退しつつある場合であって、更新補助作業又は保育を行うことが当該群落の保護に必要な効果的であると認められる時は、蒔き付け、植え込み、刈出し、除伐等の施業を行うこととする。</p> <p>また、ニホンジカによる被害が林分の健全性に影響を及ぼしていると判断される場合及び林分の健全性に影響をあたえることが懸念される場合には必要な対策を講じる。</p> <p>必要に応じて標識を設置する。歩道の整備を行う。</p>			
モニタリングの実施 間隔及び留意事項	5年			
法令等に基づく指定 概況	水源かん養保安林、国定公園特別保護地区			
その他留意事項	H9.1.13 面積変更 22、27年度保護林モニタリング調査実施。			

管理方針書

名 称	鷹ノ巣山ブナ植物群落保護林 (広島ー瀬戸内計画区)		
面 積	4. 0 4 h a	設定年月日	平成 2 年 4 月 1 日
		変更年月日	
位置及び区域 (森林生態系保護地 域及び生物群集保護 林においては保存地 区、保全利用地区そ れぞれの位置及び区 域)	広島県東広島市 鷹ノ巣山国有林 5 0 2 る林小班 3. 5 3 h a 5 0 3 い林小班 0. 5 1 h a		
保護・管理を図るべ き森林生態系、個体 群に関する事項	保護の対象は、ブナ、モミ。保護林設定管理要領第 4 の 3 の (2) のア. 希少化している個体群に該当。 保護林内の斜面上・中部には、保護対象樹種であるブナ、モミが優占する温帯落葉樹林がひろがり、林床はシキミが優占し、アセビ、コシアブラ、コアジサイなどが生育していた。保護対象樹種の実生・稚幼樹はモミが確認されたが、ブナは確認されなかった。 一部に枯損や倒木が見られ、ニホンジカによる指標種 (リョウブ) への剥皮が確認されており、低木層にディアラインが形成されつつあった。		
保護・管理及び 利用に関する事項	原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理を行う。 保護対象樹種の群落が衰退しつつあり、更新補助作業又は保育を行うことが保護に必要なかつ効果的であると認められる時は、蒔き付け、植え込み、刈出し、除伐等の施業を行う。この場合、種子及び苗木については、当該保護林及び隣接する天然生林から採取した種子、苗木を使用する。 下層植生に対するニホンジカによる恒常的な食圧を排除するための方策を講じ、後継樹の育成を含めた下層植生の回復を図る施業を実施する。 必要に応じて標識を設置する。		
モニタリングの実施 間隔及び留意事項	5 年		
法令等に基づく指定 概況	水源かん養保安林		
その他留意事項	22、27年度保護林モニタリング調査実施。		

管理方針書

名 称	野路山エドヒガン植物群落保護林			(広島－瀬戸内計画区)
面 積	5. 6 9 h a	設定年月日	平成 2 年 4 月 1 日	
		変更年月日		
位置及び区域 (森林生態系保護地 域及び生物群集保護 林においては保存地 区、保全利用地区そ れぞれの位置及び区 域)	広島県呉市 野路山国有林 5 4 5 所 1 林小班 5. 4 8 h a 5 4 5 所 2 林小班 0. 2 1 h a			
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	保護の対象は、エドヒガン、ヨコグラノキ、コバノチョウセンエノキ。保護林設定管理要領第 4 の 3 の (2) のア。希少化している個体群に該当。 保護林内の斜面中部には、ケヤキ、コナラ、ウラジログシ、カゴノキ、ヤマザクラ等の広葉樹を中心とした林分が構成され、林床にはシロタモ、シキミ、カゴノキ等の常緑広葉樹が優占していた。保護対象樹種であるエドヒガンは確認されなかったが、保護対象樹種であるヨコグラノキ及びコバノチョウセンエノキの生育が確認された。 また、ヨコグラノキの実生・稚幼樹、コバノチョウセンエノキの幼樹が確認された。 ニホンジカによる被害は確認されなかった。			
保護・管理及び利用に関する事項	遷移途中相の植物群落であるため、群落を維持するための管理を行う。 ただし、施業は群落の維持に必要かつ効果的であると認められる場合に限り実施する。なお、施業を実施する場合、種子及び苗木については、当該保護林及び当該保護林に隣接する天然生林から採取した種子、苗木を使用する。 経過観察を実施するとともに、必要に応じて保護対象樹種の保護管理について検討する。 必要に応じて標識を設置する。 保護対象樹種のエドヒガンは生育していないことから削除することとする。			
モニタリングの実施 間隔及び留意事項	5 年			
法令等に基づく指定 概況	水源かん養保安林、国立公園普通地域			
その他留意事項	22、27年度保護林モニタリング調査実施。			

管理方針書

名 称	寂地山ブナ植物群落保護林			(山口ー岩徳計画区)		
面 積	76.93ha			設定年月日	平成2年4月1日	
				変更年月日		
位置及び区域 (森林生態系保護地 域及び生物群集保護 林においては保存地 区、保全利用地区そ れぞれの位置及び区 域)	山口県岩国市 寂地国有林 52い2林小班 6.26ha 52ち林小班 2.95ha 53ろ林小班 2.09ha 52は林小班 6.71ha 52り林小班 9.76ha 53へ1林小班 17.06ha 52に林小班 3.79ha 52ぬ林小班 6.07ha 53と1林小班 9.99ha 52ほ林小班 2.03ha 52る林小班 5.35ha 52へ2林小班 0.58ha 52わ林小班 4.29ha					
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	保護の対象は、ブナ、スギ。保護林設定管理要領第4の3の(2)のア.希少化している個体群に該当。 保護林内の斜面上・中部には、保護対象樹種であるブナや、根曲がり・斜上の著しい天然生のスギを交えた落葉広葉樹林がひろがっていた。林床にはオクノカンスゲやクロモジ、コバノフユイチゴなどの生育が確認されたが、ブナの実生・稚幼樹は確認されなかったが、高齢木から若齢木で幅広い林齢の個体が確認された。 ニホンジカによる被害は確認されなかった。					
保護・管理及び利用に関する事項	原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理を行う。 保護対象樹種の群落が衰退しつつあり、更新補助作業又は保育を行うことが保護に必要かつ効果的であると認められる時は、蒔き付け、植え込み、刈出し、除伐等の作業を行う。この場合、種子及び苗木については、当該保護林及び隣接する天然生林から採取した種子、苗木を使用する。 必要に応じて標識を設置する。					
モニタリングの実施 間隔及び留意事項	5年					
法令等に基づく指定 概況	水源かん養保安林、国定公園特別保護地区、国定公園第1種特別地地域、国定公園第2種特別地域、国定公園第3種特別地域、鳥獣保護区特別保護地区、鳥獣保護区					
その他留意事項	22、27年度モニタリング調査実施。					

管理方針書

名 称	右谷山ブナ植物群落保護林 (山口ー岩徳計画区)		
面 積	118.24ha	設定年月日	平成2年4月1日
		変更年月日	
位置及び区域 (森林生態系保護地 域及び生物群集保護 林においては保存地 区、保全利用地区そ れぞれの位置及び区 域)	山口県岩国市 右谷国有林 68い林小班 62.22ha 68ろ林小班 13.35ha 69い林小班 39.27ha 69は林小班 3.40ha		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	保護の対象は、ブナ。保護林設定管理要領第4の3の(2)のア.希少化している個体群に該当。保護林内の斜面上・中部には、保護対象樹種であるブナが優占する落葉広葉樹林がひろがっており、特に稜線付近の斜面上部に大径木が分布していた。林床にはチシマザサが繁茂し、ハイイヌツゲやツルシキミなどの生育が確認された。ニホンジカによる被害は確認されなかった。		
保護・管理及び利用に関する事項	原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理を行う。 保護対象樹種の群落が衰退しつつあり、更新補助作業又は保育を行うことが保護に必要なかつ効果的であると認められる時は、蒔き付け、植え込み、刈出し、除伐等の作業を行う。この場合、種子及び苗木については、当該保護林及び隣接する天然生林から採取した種子、苗木を使用する。 必要に応じて標識を設置する。		
モニタリングの実施 間隔及び留意事項	5年		
法令等に基づく指定 概況	水源かん養保安林、国定公園第2種特別地域、国定公園第3種特別地域、鳥獣保護区		
その他留意事項	22、27年度モニタリング調査実施。		